

登別市商店街活性化事業補助金交付要綱

登別市商店街活性化事業補助金交付要綱（平成25年告示第59号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 登別市商店街活性化支援事業補助金（第3条―第16条）

第3章 登別市店舗リフォーム補助金（第17条―第28条）

第4章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、商店街等のにぎわい創出に寄与する事業を行うものに対し、予算の範囲内において登別市商店街活性化支援事業補助金及び登別市店舗リフォーム補助金を交付することにより、商店街等の活性化を図り、もって本市の商業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）店舗 市内において、商業、事務所、倉庫その他の事業の用に供している、あるいは供していた施設をいう。
- （2）社会課題 少子高齢化、安全・安心、地域資源活用、環境等地域が抱える課題をいう。
- （3）商店会等 市内にある商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合、消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第3号に規定する個人事業者（以下「個人事業者」という。）を主たる構成員とする任意の商店会、飲食店を営む個人事業者を主たる構成員とする任意の飲食店組合及びその他市長が特に認めた団体をいう。
- （4）ハード事業 商店街施設の整備や改修、設備等の設置を行う事業及びこれらの事業に附帯する事業をいう。
- （5）ソフト事業 前号に規定するハード事業以外の事業をいう。
- （6）記念事業 事業実施の節目を記念して、複数年おきに行う事業をいう。
- （7）着手 本要綱の規定に基づき登別市商店街活性化支援事業補助金及び登別市

店舗リフォーム補助金の交付を受けようとする経費に係る契約又は発注等を行うことをいう。

第2章 登別市商店街活性化支援事業補助金

(補助対象者)

第3条 登別市商店街活性化支援事業補助金（以下この章において「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下この章において「補助対象者」という。）は、商店会等とする。

(補助対象事業及び補助金の交付回数)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下この章において「補助対象事業」という。）は、商店街の活性化及びにぎわいのあるまちづくりにつながる先進性、モデル性又は地域における創意工夫が見られる事業で、市長が適当と認めたものとする。ただし、次に掲げる事業を除く。

- (1) 事業実施の全部を委託して行う事業
 - (2) 他の団体等が主催する催事等へ参加する事業
 - (3) 特定の受益者を対象とする事業
 - (4) 専ら補助対象者の維持運営を目的として実施する事業
 - (5) 他の団体等に補助する事業
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業。ただし、スナック、バー等の食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業の許可を受けて行う事業を除く。
 - (7) 法令等に抵触する事業
 - (8) 従来から同一地域において同一の内容により実施されている事業。ただし、既に実施している事業のうち記念事業及び消費税率の引き上げにより予測される市内消費の減少の緩和に向けた消費喚起に関する事業として実施するソフト事業を除く。
- 2 補助金の交付回数は、同一の商店会等が実施する同一内容の補助対象事業に対し、ハード事業においては1回に限るものとし、ソフト事業においては初年度及び次年度の各1回に限るものとする。
- 3 記念事業及び消費税率の引き上げにより予測される市内消費の減少の緩和に向けた消費喚起に関する事業としてソフト事業を実施する場合の補助金の交付回数は、前項の規定にかかわらず1回とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下この章において「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費とし、別表に定める経費とする。

2 補助対象事業の実施により収入が生じた場合又は他の補助金等が交付される場合は、その額を補助対象経費から除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1) ハード事業 補助対象経費の4分の3以内の額とし、1事業につき50万円を限度とする。

(2) ソフト事業 補助対象経費の3分の2以内の額とし、1事業につき50万円を限度とする。ただし、複数の商店会等が連携して実施する補助対象事業については、1事業につき100万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、当該補助対象事業の開始前に登別市商店街活性化支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に関係書類を添え、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項に定める書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の交付の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは登別市補助金等の事務取扱に関する規則（昭和54年規則第8号）第4条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により、適当でないとしたときは登別市商店街活性化支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下この章において「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするときは、登別市商店街活性化支援事業補助金（変更・中止）承認申請書（別記様式第3号）により市長の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の内容の変更が軽微であって、

補助対象事業に要する経費に著しい変更を及ぼさない場合はこの限りでない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登別市商店街活性化支援事業補助金（変更・中止）承認通知書（別記様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。
- 3 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、交付の決定のあった日が属する年度の3月末日又は補助対象事業が完了した日から起算して30日以内の日のいずれか早い日までに、登別市商店街活性化支援事業補助金実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- （1）事業実績書
- （2）収支決算書
- （3）補助対象経費に係る領収書の写し
- （4）補助対象事業の実施に係る日程、記録写真等の活動実績を明らかにする書類
- （5）その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の額を確定し、登別市商店街活性化支援事業補助金額確定通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付の時期）

第11条 補助金は、補助対象事業が確定後、交付決定者の請求に基づいて交付するものとする。ただし、補助対象事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適切と認めるときには、一括又は分割して交付することができる。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、登別市商店街活性化支援事業補助金交付請求書（別記様式第7号）を市長に提出するものとする。

（調査）

第13条 市長は、必要に応じ、交付決定者に対し、事業の実施状況等について、調査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の調査を行ったときは、登別市商店街活性化支援事業調査書（別記

様式第8号)を作成し、その内容について記録するものとする。

(取得財産等の管理及び処分)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下この章において「取得財産等」という。)の管理に当たっては、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って効率的に運用するものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、前項の承認を受けて取得財産等を処分することにより得た収入の全部又はその一部の返還を求めることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還等)

第15条 市長は、交付決定者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部の返還を求めることができる。

(1) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(2) 補助対象事業の施行の方法等が不相当と認められるとき。

(3) 申請等に不正の行為があると認められるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(書類の整備)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

第3章 登別市店舗リフォーム補助金

(補助対象者)

第17条 登別市店舗リフォーム補助金(以下この章において「補助金」という。)の交付の対象となる者(以下この章において「補助対象者」という。)は、現に市内において事業を営んでいる個人又は法人であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 登別商工会議所又は事業を営んでいる地域の商店会等に参加している者であること。

(2) 補助金の交付を申請する時点において、納期の到来した市税等について完納している者であること。

(3) 補助金の交付を申請する時点において、過去5年以内に次に掲げる補助金について補助対象者の責めに帰すべき事由により交付の決定を取り消された者でないこと。

ア 本要綱に規定する登別市店舗リフォーム補助金

イ 登別市商談会等出展補助金交付要綱（平成27年告示第71号）に規定する登別市商談会等出展補助金

ウ 登別市創業支援事業補助金交付要綱（平成29年告示第76号）に規定する登別市空き店舗活用事業補助金

エ 登別市創業支援事業補助金交付要綱に規定する登別市事業所開設費補助金

(4) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定される者でないこと。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。ただし、スナック、バー等の食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けて事業を営む者を除く。

(6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2項に規定するインターネット異性紹介事業を行う者でないこと。

(7) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又は政治活動を目的とした事業を行う者でないこと。

(8) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体又は宗教活動を目的とした事業を行う者でないこと。

(9) 当該年度から起算して過去2年度以内において、登別市創業支援事業補助金交付要綱（平成29年告示第76号）に規定する登別市事業所開設費補助金の交付を受けた者でないこと。

（補助対象事業）

第18条 補助金の交付の対象となる事業（以下この章において「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、店舗への集客力の向上又は提供するサービスの向上に向けて、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に規定する事業を営む市内に本社又は支社を有する法人若しくは個人に依頼して、店舗の全部又は一部について、修繕、補修、模様替え、増改築等を行う工事（以下この章において「工事」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 補助金の交付を受けて同一箇所に行った同一内容の工事
- (2) 第21条に規定する交付の決定以前に着手した事業
- (3) 店舗への集客力の向上又は提供するサービスの向上に資さない単なる維持、補修工事

(補助対象経費等)

第19条 補助金の交付の対象となる経費（以下この章において「補助対象経費」という。）は、店舗の改造及び改装に要する経費並びに建物と一体となって機能する設備費（商品陳列棚、看板、空調設備等で改装工事により店舗建物に固定されるもの）とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、20万円を上限とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第20条 補助金の交付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、登別市店舗リフォーム補助金交付申請書（別記様式第9号）に関係書類を添えて市長に申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第21条 市長は、前条の交付の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、登別市補助金等の事務取扱に関する規則第4条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により、適当でないとき登別市店舗リフォーム補助金不交付決定通知書（別記様式第10号）により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第22条 補助金の交付の決定を受けた者（以下この章において「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするときは、登別市店舗リフォーム補助金（変更・中止）承認申請書（別記様式第11号）により市長の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の内容の変更が軽微であって、補助対象事業に要する経費に著しい変更を及ぼさない場合はこの限りでない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登別市店舗リフォーム補助金（変更・中止）承認通知書（別記様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。
- 3 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込

まれるとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(実績報告)

第23条 交付決定者は、補助対象事業の完了の日から30日以内又は交付決定の日が属する年度の3月末日のいずれか早い日までに登別市店舗リフォーム補助金実績報告書（別記様式第13号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 補助対象事業の完了後の状況がわかる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の額を確定し、登別市店舗リフォーム補助金額確定通知書（別記様式第14号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第24条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、登別市店舗リフォーム補助金交付請求書（別記様式第15号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求が適当と認める場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(調査)

第25条 市長は、特に必要と認めた場合には、補助金の交付を受けた者に対して、必要な調査を行うことができるものとする。

(取得財産等の管理及び処分)

第26条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下この章において「取得財産等」という。）の管理に当たっては、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って効率的に運用するものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業の完了の日の属する年度を含む2年間は、取得財産等を処分してはならない。ただし、登別市店舗リフォーム補助金財産処分等承認申請書（別記様式第16号）を市長に提出し、承認を受けた場合はこの限りでない。

3 市長は、前項ただし書の規定による申請があったときは、速やかにその内容を

審査し、登別市店舗リフォーム補助金財産処分等審査結果通知書（別記様式第17号）により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第27条 市長は、交付決定者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部の返還を求めることができる。

- （1）補助金の交付の条件に違反したとき。
- （2）補助対象事業の施行の方法等が不相当と認められるとき。
- （3）申請等に不正の行為があると認められるとき。
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 市長は、前条第2項の規定により取得財産等を処分し、収入を得たときは、既に交付した補助金の全部又はその一部の返還を求めることができる。

（書類の整備）

第28条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

第4章 雑則

（その他）

第29条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成29年告示第77号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年告示第64号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第64号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第81号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年告示第 5 8 号）

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

事業区分	経費区分	補助対象経費
ハード事業	原材料費	補助対象事業に必要な原材料の購入経費
	修繕費	補助対象事業に直接要する経費で最低限必要と認めるもの。ただし、既存施設の単なる維持補修を目的とするものを除く。
	工事請負費	補助対象事業に直接要する経費で最低限必要と認めるもの。ただし、既存施設の単なる維持補修を目的とするものを除く。
	備品購入費	補助対象事業に必要な不可欠な備品に要する経費
	その他	上記経費のほか、補助対象事業の遂行上特に必要と認められる経費
ソフト事業	報償費	講演会、研修会等の講師への謝礼、アトラクション等の出演料
	消耗品費	補助対象事業の遂行に必要な事務用品等の購入経費。ただし、汎用性のある事務用品の購入経費及び施設維持管理用燃料代は除く。
	印刷製本費	ポスター、ちらし等の印刷料
	通信運搬費	補助対象事業に必要な郵送料、電話代等
	広告宣伝費	補助対象事業に要する新聞、雑誌等での宣伝費
	手数料	登録等各種証明書手数料
	保険料	イベント保険、ボランティア保険等の掛金。ただし、労働保険料及び年金保険料は除く。
	委託料	イベント会社、調査会社等への業務委託料
	使用料及び賃借料	会場借上代、機械設備のレンタル代、著作権使用料、施設入場料
その他	上記経費のほか、補助対象事業の遂行上特に必要と認められる経費	

別記様式第1号（第7条関係）

登別市商店街活性化支援事業補助金交付申請書

年 月 日

登別市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

登別市商店街活性化事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により次のとおり申請します。

記

1 補助事業名	_____
	(ハード事業 / ソフト事業)
2 総事業費	円
3 補助金交付申請額	円
4 関係書類	事業計画書 収支予算書

振込先記入欄	金融機関名	
	預金種別	当座・普通
	口座番号	
	フリガナ 口座名義人	

別記様式第2号（第8条関係）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市商店街活性化支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、登別市商店街活性化事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり不交付となりましたので通知します。

記

不交付の理由

別記様式第3号（第9条関係）

登別市商店街活性化支援事業補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日

登別市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた登別市商店街活性化支援事業補助金について、事業内容等を（変更・中止）したいので、登別市商店街活性化事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

- 1 （変更・中止）の理由（具体的に記入してください。）

--

- 2 補助金額

変更前	円
変更後	円
差引額	円

- 3 変更の内容（具体的に記入してください。）

変更前	
変更後	

添付書類

- (1) 変更等の内容が確認できる書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

別記様式第4号（第9条関係）

登 第 号
年 月 日

氏名 様

登別市長

登別市商店街活性化支援事業補助金（変更・中止）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のありました登別市商店街活性化支援事業補助金の（変更・中止）について、登別市商店街活性化事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

記

審査結果	承認・不承認
承認・不承認 の理由	

別記様式第5号（第10条関係）

登別市商店街活性化支援事業補助金実績報告書

年 月 日

登別市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

年 月 日付け登 第 号をもって交付決定のあった標記補助事業が完了したので、登別市商店街活性化事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおりその実績を報告します。

記

1 補助金交付申請の概要

1 補助事業名	_____
	(ハード事業 / ソフト事業)
2 総事業費	円
3 補助金交付申請額	円

2 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 補助対象事業の実施に係る日程、記録写真等の活動実績を明らかにする書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

様

登別市長

登別市商店街活性化支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告を受けた登別市商店街活性化支援事業補助金について、登別市商店街活性化事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり補助金額が確定しましたので通知します。

記

確定補助金額	円
--------	---

【注意事項】

- 1 本補助金交付額確定通知書を受けたときは、速やかに「登別市商店街活性化支援事業補助金交付請求書（別記様式第7号）」を提出してください。
- 2 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の交付を受けた者に補助金の返還を求めることがあります。
 - （1）補助金の交付の条件に違反したとき。
 - （2）補助対象事業の施行方法等が不相当と認められるとき。
 - （3）申請等に不正の行為があると認められるとき。
 - （4）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

別記様式第7号（第12条関係）

登別市商店街活性化支援事業補助金交付請求書

年 月 日

登別市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

登別市商店街活性化事業補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり請求
します。

記

1 文書番号 登 第 号（ 年 月 日付け） _____

2 補助事業名 _____

3 請求金額 _____ 円

4 振 込 先

振込先 金融機関	銀 行 信用金庫 組 合								本 店 支 店 出張所
	普 通 当 座	口座番号							
口座種別									
フリガナ									
名義人									

別記様式第8号（第13条関係）

登別市商店街活性化支援事業調書

年 月 日

1	事業名
2	事業概要
3	事業実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日
4	調査日 年 月 日
5	調査結果

調査担当者

別記様式第9号（第20条関係）

登別市店舗リフォーム補助金交付申請書

年 月 日

登別市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

登別市商店街活性化事業補助金交付要綱第20条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金交付の決定にあたり、税務資料等を閲覧することについて了承します。

記

1 補助対象事業で行う事業の内容

2 補助対象事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助対象事業に要する経費 円

交付申請額 円

3 事業の実施期間

（開始予定） 年 月 日

（完了予定） 年 月 日

添付書類

（1）住民票（法人の場合にあっては代表者）

（2）事業計画書及び誓約書

（3）見積書

（4）納税を証明する書類

（5）着手前の状況がわかる写真

（6）団体加入状況確認書

（7）その他市長が必要と認める書類

収支予算書

収入の部

(単位:円)

項目	金額	備考(項目説明)
自己資金		
補助金		店舗リフォーム補助金
		※対象経費の1/2
合計		

支出の部

(単位:円)

項目	金額	備考(項目説明)
合計		

誓約書

私は、登別市商店街活性化事業補助金交付要綱第17条に基づく補助対象者であることを誓約します。

チェック欄	
	<p>私は、過去5年以内に次に掲げる補助金について、補助対象者の責めに帰すべき事由により交付の決定を取り消された者ではありません。</p> <p>ア 登別市商店街活性化事業補助金交付要綱（平成29年告示第77号）に規定する登別市店舗リフォーム補助金</p> <p>イ 登別市商談会等出展補助金交付要綱（平成27年告示第71号）に規定する登別市商談会等出展補助金</p> <p>ウ 登別市創業支援事業補助金交付要綱（平成29年告示第76号）に規定する登別市空き店舗活用事業補助金</p> <p>エ 登別市創業支援事業補助金交付要綱に規定する登別市事業所開設費補助金</p>
	<p>私は、登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定される者ではありません。</p>
	<p>私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者（ただし、スナック、バー等の食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けて事業を営む者を除く。）ではありません。</p>
	<p>私は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2項に規定するインターネット異性紹介事業を行う者ではありません。</p>
	<p>私は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又は政治活動を目的とした事業を行う者ではありません。</p>
	<p>私は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体又は宗教活動を目的とした事業を行う者ではありません。</p>

年 月 日

登別市長 様

住 所
氏 名

別記様式第10号（第21条関係）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市店舗リフォーム補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、登別市商店街活性化事業補助金交付要綱第21条の規定に基づき、次のとおり不交付となりましたので通知します。

記

不交付の理由

別記様式第11号（第22条関係）

登別市店舗リフォーム補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日

登別市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた登別市店舗リフォーム補助金について、事業内容等を（変更・中止）したいので、登別市商店街活性化事業補助金交付要綱第22条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

- 1 （変更・中止）の理由（具体的に記入してください。）

--

- 2 補助金額

変更前	円
変更後	円
差引額	円

- 3 変更の内容（具体的に記入してください。）

変更前	
変更後	

添付書類

- (1) 変更等の内容が確認できる書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

別記様式第12号（第22条関係）

登 第 号
年 月 日

氏名 様

登別市長

登別市店舗リフォーム補助金（変更・中止）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のありました登別市店舗リフォーム補助金の（変更・中止）について、登別市商店街活性化事業補助金交付要綱第22条第2項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

記

審査結果	承認・不承認
承認・不承認 の理由	

別記様式第13号（第23条関係）

登別市店舗リフォーム補助金実績報告書

年 月 日

登別市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた登別市店舗
リフォーム補助金について、登別市商店街活性化事業補助金交付要綱第23条第1
項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 経費の精算

経費区分	申請額	精算額	備考
工事費	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
備品購入費	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合計	円	円	

添付資料

- (1) 領収書又は支払いの内容がわかる書類
- (2) 完了後の状況がわかる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市店舗リフォーム補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告を受けた登別市店舗リフォーム補助金について、登別市商店街活性化事業補助金交付要綱第23条第2項の規定に基づき、次のとおり補助金額が確定しましたので通知します。

記

確定補助金額	円
--------	---

【注意事項】

- 1 本補助金交付額確定通知書を受けたときは、速やかに「登別市店舗リフォーム補助金交付請求書（別記様式第15号）」を提出してください。
- 2 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の交付を受けた者に補助金の返還を求めることがあります。
 - （1）補助金の交付の条件に違反したとき。
 - （2）事業施行方法等が不相当と認められるとき。
 - （3）申請等に不正の行為があると認められるとき。
 - （4）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

別記様式第15号（第24条関係）

登別市店舗リフォーム補助金交付請求書

年 月 日

登別市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた登別市店舗リフォーム補助金について、登別市商店街活性化事業補助金交付要綱第24条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

交付請求額	円
-------	---

振込先

金融機関名	
支店名	
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
フリガナ 口座名義	
口座番号	

請求者氏名と口座名義人は同一としてください。

別記様式第16号（第26条関係）

登別市店舗リフォーム補助金財産処分等承認申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 所在地
名称
氏名

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた登別市店舗リフォーム補助金について、登別市商店街活性化事業補助金交付要綱第26条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 処分の方法 (該当する項目を○で囲んでください。)	売却・譲渡・交換・貸与・廃棄・その他 その他については、具体的に記入してください。 〔 〕
2 処分の時期	年 月 日
3 処分の理由	
4 処分の条件	(処分することによって収益があった場合は、その額を記載してください。)

別記様式第17号（第26条関係）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市店舗リフォーム補助金財産処分等審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありました登別市店舗リフォーム補助金に係る財産処分について、登別市商店街活性化事業補助金交付要綱第26条第3項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

記

審査結果	承認・不承認
承認・不承認 の理由	